4　年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、二千十三年の重量一キログラムごとの料率が適用される二千十四年を除くほか、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十二・二三通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。その際には、次の料率を適用する。

4.1　二千十四年については、一キログラムにつき四・一六二ＳＤＲ

4.2　二千十五年については、一キログラムにつき四・一九二ＳＤＲ

4.3　二千十六年については、一キログラムにつき四・三一一ＳＤＲ

4.4　二千十七年については、一キログラムにつき四・四三二ＳＤＲ

5　年間総重量が七十五トンを上回る郵便物の流れについては、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、4に定める重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。

6　4に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。

7　移行制度に参加している国の指定された事業体は、任意に、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵便物を送付することができる。当該郵便物を交換する場合には、3に定める料率を適用する。

8　目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、3の規定に従って補償金を請求することができる。

9　二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十二条　業務の質を改善するための基金

1　到着料及び業務の質を改善するための基金に関し、大会議において第五集団の国に分類された国に対して全ての国及び地域が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第五集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第五集団の国に分類された国の間における支払は、行わない。

2　大会議において第四集団の国に分類された国に対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。

3　大会議において第四集団の国に分類された国に対して大会議において第二集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。

4　大会議において第三集団の国に分類された国に対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二千十四年及び二千十五年においては前条に定める料率の八パーセント分、二千十六年及び二千十七年においては第三十条12に定める料率の六パーセント分増額される。

5　大会議において第三集団の国に分類された国に対して大会議において第二集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、二千十四年及び二千十五年においては、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二パーセント分増額される。

6　第三集団から第五集団までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万ＳＤＲとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、二千十年より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。

7　地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二千十四年末までに採択する。

第三十三条　継越料

1　二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

第二章　その他の規定

第三十四条　航空運送料に関する基本料金率及び規定

1　航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金率は、通常郵便に関する施行規則に定める方式に従って国際事務局が計算する。ただし、物品の返送業務を通じて送付される小包の航空運送について適用する基本料金率は、小包郵便に関する施行規則の規定に従って計算する。

2　閉袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める。

3　全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1　閉袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2　開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の指定された事業体に引き渡す指定された事業体

4　3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によって送達される場合には、適用する。

5　名宛側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着する全ての優先閉袋及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によって継送されるか否かを問わず、均一とする。

6　もっとも、名宛側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われない。

7　名宛側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算される全ての閉袋の重量を考慮に入れない。